

久留米市成年後見推進協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 認知症高齢者や判断能力が不十分な障害者等（以下「高齢者等」という。）が成年後見制度を利用することにより地域で安心して日常生活を営めるよう、その利用環境を整えることを目的として、久留米市成年後見推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は目的を達成するために必要な次に掲げる分野又は団体等の関係者の中から市長が委嘱又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 弁護士
- (3) 司法書士
- (4) 社会福祉士
- (5) 社会福祉協議会
- (6) 市職員

2 市長は、本市における成年後見制度利用促進の観点からアドバイスをするオブザーバーとして、関係者を参加させることができる。

(協議事項)

第3条 協議会は次の各号に掲げる事項の協議を行う。

- (1) 成年後見制度の利用推進に関する事項
- (2) 権利擁護の地域連携ネットワークの整備及び中核機関の設置に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(会長及び副会長)

第4条 協議会には会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 協議会委員及びオブザーバーの任期は、2年とする。

- 2 委員は、再任を妨げない。
- 3 任期の途中で委員の交代があったときは、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となり議事を進行する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部長寿支援課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年1月31日から施行する。

(委員の任期の経過措置)

2 この規則の施行の日以降、最初に、第2条に規定する委員として委嘱又は任命される者の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。